

別紙4 費用の負担区分

	項目	内訳
発注者	施設・設備等の購入、修繕費、燃料費	調理機器（回転釜、シンク、調理台、食器食缶消毒保管庫、野菜裁断機、焼物機、冷蔵庫、冷凍庫 等）及びこれらに付随する消耗品（洗浄機用ブラシ、蛍光・殺菌用ランプ、電池）等（受注者の責に帰すべき事由による破損、滅失等の場合を除く。） 配送車両（車両及び燃料費、保険料、車検手数料等）
	調理器具・食器・食缶類の購入、修繕費	まな板、包丁、ボール、ざる、攪拌棒、柄杓、食缶、バット、食器かご、食器、盆、スプーン、フォーク、はし 等
	消耗品費	事務用品 等（発注者が使用するもの）
	その他の備品等の更新、修繕費	従事者控室の空調設備、洗濯機、ロッカー等
	食材料費	食材料（受注者の責に帰すべき事由による破損、滅失等により提供不可能になった場合を除く。）
	定期清掃費、定期点検費	計量器検査料、消防設備点検等
	その他	各種報告書等作成に係る経費。（町が負担するものに限る。）
受注者	従事者の人件費、法定福利費	給与、各種手当、通勤費、社会保険料 等
	従事者の保健衛生費	健康診断料、検便 等
	従事者の福利厚生費	
	従事者の研修関係経費	研修参加費、交通費 等
	通信費	郵送料、事務連絡用交通費、電話等に係る経費等
	光熱水費	電気、水道、ガス 等
	消耗品費（被服等）	調理衣、前掛け、マスク、帽子、ドライシューズ、長靴、サンダル等の購入費 等
	消耗品費（調理用品）	手袋類（調理用、使い捨て、耐熱用、軍手等）、ラップ、保存食用・調理用ビニール袋 等
	消耗品（洗浄、衛生用品）	ごみ袋、DPD 試薬（機器）、その他衛生検査薬、洗浄用洗剤、清掃用洗剤、食器用洗剤及び消毒剤、手洗い用洗剤、洗濯用洗剤、防虫防鼠剤、清掃用具、ふきん、たわし、スポンジ、使い捨てペーパー 等
	消耗品（その他）	従事者が使用する事務用品、救急薬品、その他控室等で必要な物品 等
	受注者の責に帰すべき事由による施設等の破損、滅失等の対応経費	施設・設備・器具等の修繕費・購入費 給食として提供が不可能となった食材料費の購入費
	営業許可申請経費	営業許可申請経費
	その他経費	各種報告書等作成に係る経費（受注者が負担するものに限る。）その他受注者が負担することが適当と認められる物。

